平成２７年（フ）第１２６号
新潟県柏崎市松波３丁目５番23―302号　市営松波町住宅Ａ号棟
債務者　品田　睦美
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１７０３号
札幌市豊平区豊平６条10丁目２番２―308号
債務者　森本　　恵
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７５５号
札幌市手稲区手稲本町４条２丁目４番28号
債務者　山口　美加
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７７３号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目１番４―301号　中川徹方
債務者　飯田トシ子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７８４号
札幌市中央区南５条東２丁目７番地１　52ＥＡＭＥＳ102号
債務者　小林　史弥
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８０３号
札幌市西区西野７条５丁目８番20号　ウエストビレッジ205号
債務者　阿部　竜一
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２号
青森県上北郡おいらせ町中下田503番地４
債務者　中出　伸江
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第６４号
青森県三沢市南町１丁目31―27　Ｆ―53、住民票上の住所青森県上北郡六ヶ所村大字泊字川原159番地４
債務者　上野　栄寿
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第６５号
青森県十和田市西十五番町２番５号　佐々木貸家17号、旧住所青森県十和田市東十五番町14番23―１号　日の出荘２号室
債務者　宮　　文江
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第６７号
青森県三沢市東町１丁目５番地２号　東ハイツ203
債務者　齊藤百合子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第３７７２号
大阪府東大阪市吉田５丁目３番29号エムズハウス305号、前住所大阪府東大阪市松原１丁目５番36号
債務者　岡田　和之
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３５５号
大阪市生野区生野東２丁目13番19号
債務者　岩村重男こと　洪　　重男
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７９号
大阪府門真市新橋町３番４―604号
債務者　西林清美こと　尹　　清美
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５６号
大阪府寝屋川市宇谷町７番19―1403号
債務者　山内　美香
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５４２号
大阪府寝屋川市御幸東町17番６―303号
債務者　風間　道義
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５７５号
大阪府箕面市粟生間谷東１丁目32番18号(303号)
債務者　柳瀬　正人
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５７８号
大阪市住之江区緑木１丁目１番６―303号
債務者　横畠　栄治
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部